



山形県公報

令和5年1月10日(火)
第369号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) … 5
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村整備課) … 同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) … 6
- 同……………(同) … 7

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) … 同
- 同……………(同) … 8
- 同……………(同) … 9
- 同……………(同) … 11
- 同……………(同) … 12
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(上山明新館高等学校) … 13

告 示

山形県告示第11号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地
- 3 認可年月日
令和4年12月21日

山形県告示第12号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和5年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	7者	山形市反町35番1ほか14筆

上山市	2者	上山市金谷字寺田1634番ほか13筆
山辺町	1者	東村山郡山辺町辻堂17番
寒河江市	5者	寒河江市大字寒河江字砂川原402番ほか27筆
村山市	5者	村山市大字西郷字中田北412番1ほか66筆
尾花沢市	5者	尾花沢市大字北郷字坂本852番ほか25筆
新庄市	1者	新庄市大字萩野字二枚橋122番ほか4筆
最上町	1者	最上郡最上町大字向町字仮屋ノ久保2683番
鮭川村	1者	最上郡鮭川村大字京塚字小反618番1ほか10筆
戸沢村	1者	最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野1776番1ほか1筆
米沢市	3者	米沢市大字浅川字北原360番ほか3筆
高島町	2者	東置賜郡高島町大字一本柳字野中3775番1ほか1筆
川西町	5者	東置賜郡川西町大字高山字鹿小屋4523番2ほか41筆
長井市	4者	長井市五十川字袋5899番2ほか19筆
白鷹町	6者	西置賜郡白鷹町大字深山字中善寺平二996番2ほか37筆
飯豊町	2者	西置賜郡飯豊町大字添川字上川原西6088番ほか3筆
鶴岡市	6者	鶴岡市無音字向田43番2ほか85筆
酒田市	1者	酒田市新青渡字広面田195番ほか3筆
三川町	4者	東田川郡三川町大字横山字クネハタ71番1ほか33筆
庄内町	12者	東田川郡庄内町小出新田字苧畑割98番ほか49筆
遊佐町	9者	飽海郡遊佐町杉沢字上野山60番14ほか46筆

2 認可年月日

令和4年12月23日

山形県告示第13号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、酒田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

- 酒田市丸沼地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年6月17日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第14号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市小名部東部
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年8月9日から同年12月16日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、地形測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和5年5月10日まで縦覧に供する。

令和5年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン成沢
山形市成沢西一丁目6番17号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市谷島町5番42号
代表取締役 真船 幸夫
株式会社ティーワイ開発 山形市南一番町11番16号
代表取締役 鈴木 吉徳
T O H Oピクス株式会社 福島県郡山市本町一丁目4番14号
代表取締役 馬場 栄一郎
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ティーワイ開発	山形市南一番町11番16号	鈴木 吉 徳
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	真 船 幸 夫
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八 幡 政 浩

株 式 会 社 ユ ニ ク ロ	山口県山口市佐山10717番地 1	柳 井 正
-----------------	-------------------	-------

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ティーワイ開発	山形市南一番町11番16号	鈴 木 吉 徳
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町 5 番42号	真 船 幸 夫
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番21号	八 幡 政 浩
株 式 会 社 セ リ ア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治

4 変更年月日

令和4年7月8日

5 届出年月日

令和4年12月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年5月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和5年5月10日まで縦覧に供する。

令和5年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品鶴岡インター店
鶴岡市美咲町34番地 6 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

新日本橋通商株式会社 東京都中央区新川二丁目27番 1 号
代表取締役 柳澤 隆行
東銀リース株式会社 東京都中央区新川二丁目27番 1 号
代表取締役 藤末 浩昭

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号	林 哲 久

東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	中 野 昌 治
-------------------	------------------	---------

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	柳 澤 隆 行
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	東京都中央区新川二丁目27番1号	藤 末 浩 昭

4 変更年月日

令和4年6月23日

5 届出年月日

令和4年12月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年5月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において令和5年5月10日まで縦覧に供する。

令和5年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川

東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

代表取締役 橘 正喜

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 大 創 産 業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
本 間 物 産 株 式 会 社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東 海 林 誠
株 式 会 社 デ ン コ ー ド ー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	遠 藤 義 行
青 山 商 事 株 式 会 社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青 山 理

株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町野雅俊
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村浩一
株式会社ツルハ	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八幡政浩
株式会社ザ・フォウルビ	東京都千代田区二番町1番地2	田中聡
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原祐介
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早坂智昭
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	伊藤光博
株式会社天治堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高橋秀雄
その他は未定		

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林誠
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	遠藤義行
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山理
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町野雅俊
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村浩一
株式会社ツルハ	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八幡政浩
株式会社ザ・フォウルビ	東京都千代田区二番町1番地2	田中聡
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原祐介
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早坂智昭
有限会社クーベラ	大阪府大阪市都島区東野田町三丁目7番17号	西倉伸一
株式会社天治堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高橋秀雄
その他は未定		

4 変更年月日

令和3年10月21日

5 届出年月日

令和4年12月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年5月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上山市役所において令和5年5月10日まで縦覧に供する。

令和5年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上山

上山市仙石字元糸目791番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

代表取締役 柳井 隆博

株式会社ヤマダホールディングス 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役 山田 昇

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市谷島町5番42号

代表取締役 真船 幸夫

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	小 林 辰 夫
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	真 船 幸 夫
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明
株式会社エスト	上山市十日町6番16号	佐 藤 守 也
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞 方 宏 司
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	上 野 善 紀
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	真 船 幸 夫
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明
株式会社エスト	上山市十日町6番16号	佐 藤 守 也
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞 方 宏 司
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治

4 変更年月日

令和4年4月1日

5 届出年月日

令和4年12月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年5月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和5年5月10日まで縦覧に供する。

令和5年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南館複合店舗

山形市南館五丁目1097番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

代表取締役 伊藤 光博

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
未 定		

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠 藤 結 蔵

4 変更年月日

令和元年9月28日

5 届出年月日

令和4年12月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年5月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年1月10日

山形県立上山明新館高等学校長 加 藤 千 恵

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

山形県立上山明新館高等学校に係る電力の供給
契約電力203キロワット、使用電力量332,000キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立上山明新館高等学校 上山市仙石650番地 電話番号023(672)1701

3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年12月15日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号 松波プラザ2階D号室

5 随意契約に係る契約金額

(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
令和5年2月1日～令和8年1月31日	1,993.20円

(使用電力量に対する単価)

期 間	電力量料金単価（1kwhにつき）
令和5年2月1日～令和8年1月31日	夏季 19.43円
	その他季 17.99円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

令和5年1月10日印刷
令和5年1月10日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県